

山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡要領

第1 目 的

この要領は、山梨県犬、ねこ等の譲渡要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山梨県動物愛護指導センター（以下「センター」という。）が行う犬及び猫の譲渡に関し必要な事項を定めることにより、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を目的とする。

第2 譲渡対象動物

譲渡の対象となる動物は（以下「譲渡対象動物」という。）は、要綱第2に規定する犬及び猫とする。

第3 譲渡区分

譲渡の対象となる者（以下「譲渡対象者」という。）の様態により、次のとおり区分し、譲渡を行う。

なお、譲渡対象者が譲渡対象動物の保護に関わった場合は、優先して当該動物の譲渡を受けることができる。

- (1) 家庭で飼養することを目的とする譲渡（以下「飼育者譲渡」という。）
- (2) 新しい飼い主を探すことを目的とする個人又はグループへの譲渡（以下「ボランティア譲渡」という。）

第4 譲渡条件

譲渡するのは、次に掲げる要件を全て満たす場合とする。

(1) 飼育者譲渡

ア 原則として、県内に居住していること。

イ 原則として、20才以上65才以下であること。（子犬・子猫の譲渡を希望する場合は20才以上59才以下）

なお、単身世帯及び60才以上のみの世帯の場合は、万一の際に譲渡動物を終生飼養できる59才以下の者（後見人）の同意を得ていること。

ウ 希望する譲渡対象動物の飼養を同居する家族全員が同意していること。

エ 希望する譲渡対象動物を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。

なお、持家以外の場合については、貸主等の了承を得ていること。

オ 原則として、希望する譲渡対象動物と同じ動物種を飼養していないこと。ただし、猫については、先住猫と同居するにあたり適正に飼養できる環境と認められる場合はこの限りではない。

カ センターが認める「適正飼養講習会」を受講していること。

ただし、譲渡対象動物の状況等により、受講前に譲渡する場合には、「適正飼養講習会」の受講を誓約し、必ず受講可能であること。

キ 別に定める譲り受けの誓約内容に同意していること。

ク 動物の愛護と適正飼養の趣旨を理解し、センターが行う動物愛護事業に協力的で

あること。

(2) ボランティア譲渡

- ア 原則として、個人又はグループの代表者は、20才以上であること。
- イ 個人の場合は、譲渡を受けた動物の飼養を、同居する家族全員が同意していること。
- ウ 譲渡を受けた動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
なお、持家以外の場合については、貸主等の了承を得ていること。
- エ 新しい飼い主を探す際には、別に定めるボランティアから新しい飼い主に譲渡する際の選定基準（別紙1）を遵守するとともに、新しい飼い主に対して、譲渡対象動物を適正に飼養するために必要な知識等を教示することができること。
- オ 別に定める譲り受けの誓約内容に同意していること。
- カ 動物の愛護と適正飼養の趣旨を理解し、センターが行う動物愛護事業に協力的であること。

第5 譲渡手続き

譲渡区分の譲り受け希望者は、次のとおり手続きを行うことにより「譲渡会」で対象動物を譲り受けることができる。

(1) 飼育者譲渡

ア 譲渡時

譲り受けを希望する譲渡対象動物について飼育者譲渡申請書（様式1）及び飼育者譲渡誓約書（様式2）その他必要な書類を提出するとともに、本人確認のため身分証明書（運転免許証等）を提示しなければならない。

その際、単身世帯及び60才以上のみの世帯の場合は、後見人の同意書（様式3）、賃貸物件に居住する者は、動物の飼養について賃貸物件の貸し主の同意書（様式4）又は譲渡対象動物を飼養できる旨が明記された賃貸契約書等の写し等を提出しなければならない。

なお、譲渡の際に「適正飼養講習会」を受講していない場合には、適正飼養講習会の受講について誓約書（様式5）を提出する。

イ 譲渡後

譲り渡し後は、連絡票（様式6）を6ヶ月以内にセンターへ送付しなければならない。

(2) ボランティア譲渡

ア 登録

ボランティア譲渡登録申請書（様式7）及びボランティア譲渡誓約書（様式8）その他必要な書類を提出するとともに、個人の場合には本人確認のため身分証明書（運転免許証等）を、法人の場合には登記事項証明書を提示し、センターにボラン

ティア登録をしなければならない。

その際、賃貸物件に居住する者は、動物の飼養について賃貸物件の貸し主の同意書（様式4）又は譲渡対象動物を飼養できる旨が明記された賃貸契約書等の写し等を提出しなければならない。

イ 登録内容の変更

登録申請内容等に変更が生じた場合には、ボランティア譲渡登録変更届（様式9）を速やかにセンターに提出しなければならない。

ウ 譲渡時

センターにおいて個体識別、追跡調査等が可能となるように「譲渡会」毎に譲り受けを希望する譲渡対象動物についてボランティア譲渡申請書（様式10）を提出しなければならない。

エ 譲渡後

新しい飼い主に譲り渡し後は、連絡票（様式11）を速やかにセンターへ提出しなければならない。

第6 譲渡の頭数

犬の譲渡数は原則1頭とし、猫は個体の近親関係及び譲り受け希望者の飼養環境等に応じ、先住猫を含めて最大2匹までとする。ただし、ボランティア譲渡についてはこの限りではない。

第7 センターが認める適正飼養講習会

センターが開催する講習会等を含め、別にセンター所長（以下「所長」と言う。）が定める。

第8 譲渡会

センターが開催する「譲渡会」は、センターにおける譲渡対象動物の保管状況や譲り受け希望者の申請状況等を勘案し、別に所長が定める。

第9 関係機関への連絡

センターは、本要領により譲渡が成立し、所長が必要と認めた場合には、該当する各申請書に記載する飼養場所を管轄する各保健福祉事務所（保健所）へ連絡する。

第10 譲渡後の指導等

センターは、譲渡した動物の飼養管理に関し、必要と認める場合は、当該動物を譲り受けた者に対して必要な調査又は指導等を行う。

なお、譲り受けた者が適正な飼養管理を実施していないと認められる場合は、不適正な事項について改善を指示し、改善が認められない場合には譲渡の中止、当該動物の返還等必要な措置を講ずる。

第11 ボランティア登録の取り消し等

センターは、ボランティア登録を行った者が次に掲げる事項に該当する場合には、ボランティア登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の取り消しの申し出があった場合
- (2) 連絡が不通になった場合
- (3) 譲渡条件に適合しなくなった場合
- (4) 誓約書の内容を遵守していないことが明らかな場合

第12 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が定める。

附則

本要領は、平成14年1月25日から施行する。

平成15年4月1日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和2年11月25日 一部改正

(様式1)

飼育者譲渡申請書

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

申請者 氏 名

印

住 所

(持家・マンション・アパート・借家)

電話番号

本日の譲渡会で、家庭で飼養することを目的として譲り受けを希望しますので誓約書を提出のうえ申請いたします。

譲り受けを希望する譲渡対象動物（ 犬 ・ 猫 ・ その他（ ） ）の特徴

- 1 性 別 オス ・ メス
- 2 毛 色
- 3 飼養場所 屋内 ・ 屋外
- 4 譲渡対象動物の保護・収容への関わり 有 ・ 無
- 5 その他

備 考 (センター職員記入欄)	(センター管理番号)
-----------------	------------

※ 添付書類

- ・ 飼養場所の見取り図、案内図
- ・ 飼育者譲渡誓約書 (様式2)
- ・ 身分証明書 (運転免許証等) の写し

飼育者譲渡誓約書

私は、このたび、（ 犬 ・ 猫 ・ その他（ ） ）を譲り受けることになりましたが、次のことを守り、適正に飼養することを誓約します。

なお、譲り受けた動物に病気、逸走その他の問題が生じた場合はすべて私の責任において対処します。

- 1 動物の本能、生理等を理解して愛情をもって終生飼養します。
- 2 自宅が持家以外の住宅の場合には、貸主等の同意を得ています。
- 3 犬にあつては、譲り受けた日から30日以内に狂犬病予防法に基づく「狂犬病予防注射」を受けさせるとともに犬の登録等の必要な手続きを行い、「鑑札」及び「注射済票」、名札等を必ず犬に装着します。
- 4 猫にあつては必ず屋内飼養し、万一に備え、身元の表示（迷子札等）を猫に必ず装着します。
- 5 不妊去勢手術を必ず実施します。
- 6 マイクロチップを装着します。
- 7 関係する法令を守り、飼育者としての責任を十分に自覚して適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
- 8 その他、山梨県動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、譲り受けた動物の飼養管理について不適正な事項があつた場合は改善の指示に従います。
- 9 譲り受けた日から6ヶ月以内に連絡票を送付します。

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名



住 所

電話番号

同意書

私（同意者）は、山梨県動物愛護指導センターから譲渡を受ける者（譲渡申請者）が、譲渡を受けた動物の飼養が困難となった場合は、譲渡を受ける者（譲渡申請者）に代わり譲渡を受けた動物を飼養することに同意するとともに、次のことを守り、適正に飼養することを誓約します。

- 1 動物の本能、生理等を理解して愛情をもって終生飼養します。
- 2 自宅が持家以外の住宅の場合には、貸主等の同意を得ています。
- 3 犬にあつては、狂犬病予防法に基づく登録等の必要な手続き及び毎年の狂犬病予防注射を実施し、「鑑札」及び「注射済票」を必ず犬に装着します。
- 4 猫にあつては必ず屋内飼養し、万一に備え、身元の表示（迷子札等）を猫に必ず装着します。
- 5 譲渡申請者が不妊去勢手術を実施していない場合は、必ず実施します。
- 6 関係する法令を守り、飼育者としての責任を十分に自覚して適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

(同意者) 氏 名 (印)
年齢 (生年月日) 才 (年 月 日)

住 所

電話番号

(譲渡申請者) 氏 名

同意書

私（貸主）は、私と賃貸契約を行った次の者（借主）が、賃貸契約を行った敷地又は建物において、次の動物を飼養することに同意します。

1 飼養を同意する動物の種類

犬 ・ 猫 ・ その他（ ）

2 借主（動物を飼養する者）

氏名

住所

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

（貸主）氏 名



住 所

電話番号

誓約書

私は、このたび、犬又は猫を譲り受けることになりましたが、譲り受けるにあたり、山梨県動物愛護指導センターが次の日時に開催する適正飼養講習会を受講することを誓約します。

なお、許可なく当日の適正飼養講習会を受講しなかった場合は、譲り受けた動物を返還します。

1 適正飼養講習会名称

犬の譲渡前講習会 ・ 猫との暮らし方教室

2 受講する日時

年 月 日 ()

午前・午後 時 分

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名



住 所

電話番号

連絡票

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名
住 所
電話番号

1 センターからの譲り受け年月日
年 月 日

2 譲渡対象動物の特徴

種 類： 犬 ・ 猫 (センター管理番号：)

性 別： オス ・ メス

毛 色：

その他：

3 適正飼養講習会受講年月日
年 月 日

4 犬の登録等 (犬のみ)

登録年月日

鑑札番号

狂犬病予防注射年月日

注射済票番号

5 不妊手術、去勢手術の実施状況

実施年月日

実施動物病院 (獣医師名)

6 その他の連絡事項

マイクロチップの番号

(様式7)

ボランティア譲渡登録申請書

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

申請者 氏 名 (代表者) (印)
住 所 (持家・マンション・アパート・借家)
電話番号

山梨県動物愛護指導センターが譲渡対象動物とする犬又は猫 について、新しい飼い主を探すことを目的としたボランティア登録を希望しますので誓約書を提出のうえ申請いたします。

1 譲渡対象動物 犬 ・ 猫 ・ 両方

2 譲渡対象動物の新しい飼い主への譲渡までの保管場所

No.	住 所	電話番号	管理責任者 (管理者数)
1			
2			
3			
4			
5			

※ 該当する場所は、すべて記載すること。ただし、不妊去勢手術等のため、診療施設で一時保管する場合は除く。

※ 添付書類

- ・一時保管場所の見取り図、案内図
- ・ボランティア譲渡誓約書 (様式8)
- ・新しい飼い主探しの目的書、活動実績等
- ・グループの場合は会則等、会員名簿等
- ・個人の場合は身分証明書 (運転免許証等) の写し、法人の場合は登記事項証明書

ボランティア譲渡誓約書

私（又は私が代表するグループ）は、このたび、新しい飼い主を探すため山梨県動物愛護指導センターから譲渡対象動物を譲り受けることになりましたが、次のことを守り、動物の愛護と適正飼養の普及啓発に努めることを誓約します。

なお、本誓約内容を守っていないことが明らかになった場合は、譲渡の中止や登録を取り消しされても不服を申し立てません。

- 1 譲り受けた譲渡対象動物の本能、生理等を理解して愛情をもって保管します。
- 2 譲り受けた譲渡対象動物の保管にあたっては、関係する法令を守り、その動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
- 3 譲り受けた譲渡対象動物を新しい飼い主に譲渡する場合は、「ボランティアから新しい飼い主に譲渡する際の選定基準」（別紙1）を満たしていることを条件に実施します。
- 4 新しい飼い主に対して、譲渡対象動物を飼うために必要な知識を教示します。
- 5 譲り受けた譲渡対象動物に、病気、逸走その他の問題が生じた場合は、すべて私（又は私が代表するグループ）の責任において対処します。
- 6 ボランティア譲渡登録申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は速やかにボランティア譲渡登録変更届を提出します。
- 7 新しい飼い主が決定し、当該譲渡対象動物に必要な措置を講じたことを確認した場合は、速やかに連絡票を送付します。
- 8 譲り受けた譲渡対象動物は、譲り渡しを推進する目的で一時的に展示又は保管を行っている動物取扱業者に無償で貸し出す場合を除き、営利を目的とした活動に利用いたしません。
- 9 その他、山梨県動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、譲り受けた譲渡対象動物の保管について不適正な事項があった場合が改善の指示に従います。

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名

印

住 所

電話番号

ボランティアから新しい飼い主に譲渡する際の選定基準

【新しい飼い主の条件】

- 1 原則として20才以上であること。
- 2 希望する譲渡対象動物の飼養を同居する家族全員が同意していること。
- 3 希望する譲渡対象動物を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。

【新しい飼い主の遵守事項】

- 1 譲り受けた譲渡対象動物の本能、生理等を理解して愛情をもって終生飼養すること。
- 2 犬にあつては、譲り受けた日から30日以内に狂犬病予防法に基づく「狂犬病予防注射」を受けさせるとともに犬の登録等の必要な手続きを行い、「鑑札」及び「注射済票」を必ず犬に装着すること。
- 3 猫にあつては、必ず屋内飼養し、万一に備え、身元の表示（迷子札等）を猫に必ず装着すること。
- 4 不妊去勢手術を必ず実施すること。
- 5 マイクロチップを装着すること。
- 6 関係する法令を守り、譲り受けた譲渡対象動物の飼育者としての責任を十分に自覚して適正に飼養することにより、当該譲渡対象動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めること。

(様式9)

ボランティア譲渡登録変更届

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

申請者 氏 名

印

(代表者)

住 所

電話番号

年 月 日に提出したボランティア譲渡登録申請書等の内容に変更が生じたので届け出ます。

変更前 の 内 容	
-----------------	--

↓

変更後 の 内 容	
-----------------	--

※申請書の添付書類に変更がある場合は、該当する書類を添付すること。

(様式10)

ボランティア譲渡申請書

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

申請者 氏 名

印

住 所

電話番号

本日の譲渡会で、新しい飼い主を探すことを目的として譲り受けを希望しますので申請いたします。

譲り受けを希望する譲渡対象動物の特徴

No	動物種	性 別	毛 色	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

連絡票

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名
(代表者)
住 所
電話番号

1 センターからの譲り受け年月日
年 月 日

2 譲渡対象動物の特徴
種 類： 犬 ・ 猫 (センター管理番号：)
性 別： オス ・ メス
毛 色：
その他：

3 新しい飼い主への譲渡状況
譲渡年月日
飼い主の氏 名
住 所
電話番号

4 犬の登録等の状況 (犬のみ)
登録年月日
鑑札番号
狂犬病予防注射年月日
注射済票番号

5 不妊手術、去勢手術の実施状況
実施年月日
実施動物病院 (獣医師名)

6 その他の連絡事項
マイクロチップの番号